

【会議録】

実施日時：令和6年10月8日（火）14:00 から 15:50 まで

会議名	令和6年度越谷市労働報酬等審議会 会 第1回会議	実施場所	越谷市役所 第三庁舎5階会議室6
件名／議題	1 開会 2 諮問 3 議事 （1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について （2）報告事項 ①令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和6年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について （3）協議事項 ①業務委託等に係る労働報酬下限額について 4 付帯意見に係る調査状況について 5 その他 6 閉会		
出席者等	出席委員 中澤委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、谷野委員、山下委員 事務局 総務部：久保田副部長 契約課：並木課長、秋山調整幹、北島主幹 傍聴者なし		
会議資料	・ 会議次第 ・ 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・ 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について 【資料1】 ・ 報告事項 【資料2】 ①令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和6年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について ・ 業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料3】 ・ 付帯意見に係る調査状況について 【資料4】		

内容	別紙 会議録（要旨）のとおり
----	----------------

合意・決定事項等

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,160 円として答申することとする。

1 開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開会。

会長あいさつ

中澤会長よりあいさつ。

2 諮問

総務部副部長（市長代理）より会長へ諮問書の交付。

3 議事

（1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

【事務局からの説明】資料1

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿い説明を行った。

【意見等】

- ・なし

（2）報告事項

【事務局からの説明】資料2

① 令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

- ・令和5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿い説明を行った。

② アンケート結果について

- ・アンケート結果について資料に沿い説明を行った。

③ 令和6年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

- ・令和6年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について、資料に沿い説明を行った。

【意見等】

- ・なし

（3）協議事項

【事務局からの説明】資料3

① 業務委託等に係る労働報酬下限額について

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について資料に沿い説明を行った。

【意見等】

- ・新政権では、2020 年代に最低賃金を 1,500 円に引き上げるという案が示されている。また、市内の飲食店アルバイトの時給も上昇しており、こうした状況を踏まえて議論したい。
- ・前は関東圏内の平均値を基にして労働報酬下限額を設定したが、今回は平均値ではなく、労働報酬下限額が最低賃金を下回る事案が発生しないよう注意が必要。
- ・越谷市の労働報酬下限額と埼玉県最低賃金の改正に 6 か月の時間差があり、近年ではその金額の差が少なくなっている。また、東京の最低賃金が 1,163 円になったことも考慮すべき。
- ・労働報酬下限額の設定に関しては、引き上げが大きすぎると突出するため、近隣自治体との調和も保つ必要がある。
- ・本年 10 月からの最低賃金が 1,078 円となったが、労働報酬下限額の 1,090 円との差が 12 円しかないことに懸念がある。将来的にさらに最低賃金が上がることを考慮すべき。
- ・越谷市の会計年度任用職員の賃金水準も上昇する見込みがあり、考慮すべき。
- ・指定管理であれば 5 年契約となり、賃金スライド制を導入する考え方もある。これまでのデフレ傾向ではなく、インフレ傾向がある中での労働報酬下限額の決め方を検討したい。
- ・現状、サービス業に限らず、地元の建設業も人員不足であり、賃金を上げざるを得ない状況がある。
- ・清掃関連の労働組合や事業所によると、1,090 円でも人材確保が難しく、高齢者が多く働いている。若年層にも魅力のある仕事にするためには、適切な賃金水準の設定が必要。
- ・次年度の地域別最低賃金が 60 円は上がると想定すると、プラス 60 円以上。一方、東京都の地域別最低賃金の 1,163 円を超えない範囲で、プラス 70 円という範囲で検討してはどうか。上乗せ率にすると 106.7%から 107.6%となる。
- ・最低賃金の上昇傾向を考慮すると、70 円程度の増額が妥当ではないか。

➡条例導入自治体の平均比率による試算のほか、最低賃金の上昇傾向及び東京都の最低賃金を考慮し、令和 7 年度の労働報酬下限額（業務委託等）について、令和 6 年度から 70 円増額の 1,160 円で答申することとする。

- ・労働報酬下限額の告示に、地域別最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合の付記事項を記載する必要はない。
- ・労働報酬下限額は市の公共サービスの質を担保し、人材を確保する意味がある。条例の目的からして、付記事項については反対である。
- ・仮に、地域別最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合でも、市長があらためて告示すればよい。

➡労働報酬下限額の告示に、付記事項は記載しない。また、仮に地域別最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合には、その額をもって告示することとする。

4 付帯意見に係る調査状況について

【事務局からの説明】資料4

- ・付帯意見に係る調査状況について資料に沿って説明した。

【意見等】

(業務委託に関する職種別下限額について)

- ・野田市では、条例制定当初は単一の労働報酬下限額を設定していたが、その後、業務委託の品質を確保するために、職種別下限額を設定した経緯がある。
- ・職種別の最低賃金の設定は公的な業務の遂行において重要である。詳細なアンケートを行うなど、調査を継続してほしい。
- ・職種別の賃金設定を行うには、具体的な業務内容や要件を把握する必要がある。

(業務委託に関する労働報酬下限額の適用について、対象範囲を拡大することについて)

- ・例えば、労働報酬下限額の対象となる金額を引き下げて 500 万円にすると、受注者側に履行状況報告書の提出を求めるなど、事務負担が増えてしまう懸念がある。
- ・受注者側の業務が円滑に回らなくなってしまうのではという不安がある。
- ・アンケートの結果について、対象範囲を拡大する場合、予定価格もこれに合わせて積算されることを説明すれば、回答が変わってくるのでは。
- ・他自治体が行っている支払賃金の把握方法に関して情報提供してほしい。

➡他自治体の職種別下限額の設定状況や、支払賃金の把握方法について引き続き調査を行い、検討を行うこととする。

(その他)

- ・業務委託や指定管理の契約において、長期の賃金変動に対応する柔軟な対応ができないか。賃金スライド制の在り方について検討したい。
- ・建設工事の現場の声として、労働報酬下限額をもらっていない、と答える労働者が多くいた。下請けも含めた事業者の賃金支払い実態の把握など、公契約条例の実効性を担保するための取組みについて、あらためて検討したい。そのため、賃金実態把握を実施している他公契約条例制定自治体の状況を次回の審議会までに調査し、報告してほしい。

5 その他

➡審議いただいた業務委託等の労働報酬下限額については、審議会終了後、直ちに答申としてお預かりする。

6 閉会

事務連絡の後、閉会。